

## はじめに

### 1 教育大綱・教育振興基本計画の位置づけと期間

#### <策定の目的>

教育大綱及び教育振興基本計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律や教育基本法に基づき、宮津市の教育、学術及び文化の振興に関する基本的な計画を定め、宮津市のこれからの教育の方向性や施策を示し、一層の教育行政の充実・発展に努めることを目的として策定するものです。

#### 【教育大綱の策定根拠】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

#### 【教育振興基本計画の策定根拠】

教育基本法

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない。

#### <策定の考え方>

本市においては、『みやづビジョン 2011』を基本とし、平成27年11月に『宮津市教育大綱』を、平成28年3月に『宮津市教育振興計画』を策定したところでありますが、この大綱と計画はみやづビジョン 2011と同様に令和3年3月までを計画期間とするものであることから、新たに教育大綱及び教育振興基本計画を策定することとしました。

なお、新たに策定する教育大綱及び教育振興基本計画は、本市教育の振興に関する基本となる方向性を示し、意を同じくするものであることから、一体として策定していくこととし、具体的には、現在の教育大綱及び教育振興計画と同様に、本市のまちづくりの指針であり、新たに策定する『第7次宮津市総合計画』や国の『第3期教育振興基本計画』などと整合を図りながら策定するものとしてしました。

【『第7次宮津市総合計画』（令和3年度～令和12年度）から＜教育関連分＞】

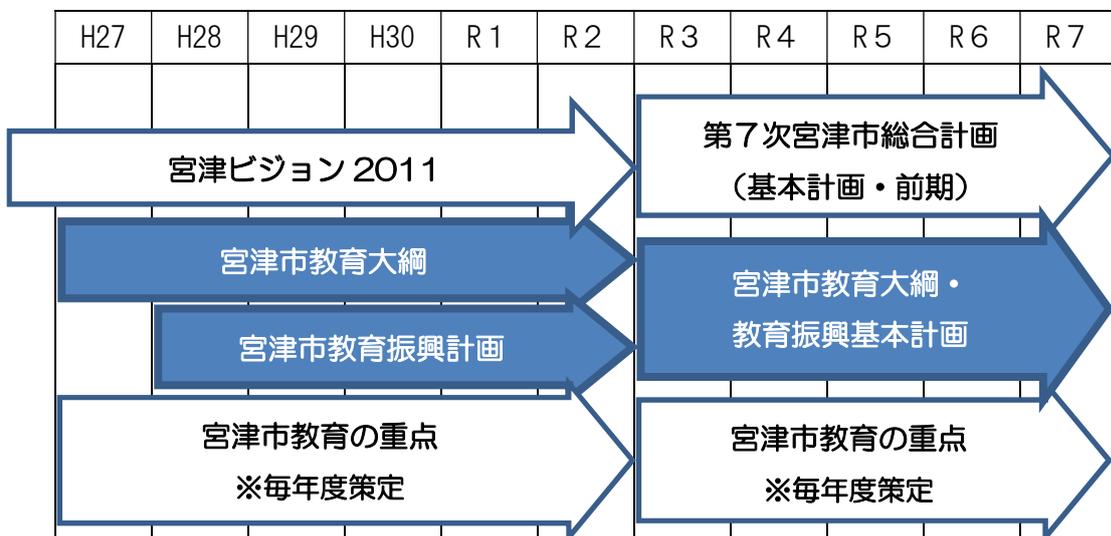
- ◆宮津市の目指す10年後の将来像(10年後に実現を目指す宮津市の姿)  
共に創る みんなが活躍する 豊かなまち “みやづ”  
＜豊かなまち＞
  - 受け継がれた産業を守り、新たな価値を創造するまち
  - 子育てしやすく、子どもたちの声が響く明るいまち
  - 人と人がつながり、住む人も関わる人も安心して心地よく暮らせるまち
  - 自然や歴史・文化を守り「ふるさと宮津」に誇りや愛着を持つまち
- ◆重点プロジェクト(将来像の実現に向けて特に重点的に取り組むプロジェクト)
  - 1 若者が住みたいまちづくりプロジェクト(「学校教育」を含む)
  - 2 宮津の宝を育むチャレンジプロジェクト(「文化財保存・活用」を含む)
- ◆テーマ別戦略(将来像の実現に向けたまちづくりの方向性)
  - 5 ふるさとを大切に学びを深めるまちづくり  
(進めるべき施策分野の10年後に目指す姿として、「心豊かで生きがいのある人生を創造する充実した学びができるまち」(社会教育)、「人権感覚豊かな地域社会を創出するまち」(人権教育・啓発)、「明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもを育成するまち」(学校教育)、「豊かな心と体が育まれる文化芸術・スポーツのまち」(文化・スポーツ振興)、「豊かな歴史文化の継承・活用を通じ、誇りと愛着が持てるまち」(文化財保存・活用)などを掲げている。)

＜大綱・基本計画の期間＞

この『宮津市教育大綱・教育振興基本計画』の計画期間は、『第7次宮津市総合計画』の基本計画(前期)の期間にあわせ、令和3年度から令和7年度までとします。

ただし、社会状況の変化等によって見直しの必要性が生じた場合は、その都度見直しを行います。

また、大綱・基本計画に基づく実際の事業や取組みについては、毎年度の予算編成等を通じて決定し、毎年度策定をする『宮津市教育の重点』で示していきます。



## 第1章 宮津市の教育の基本理念とめざす人間像

### 1 教育の基本理念とめざす人間像

＜「教育の基本理念」と「めざす人間像」を定めるにあたっての考え方＞

少子高齢化、情報化、グローバル化など激しく変化する現代社会の中で、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」となることが求められています。

こうした中、宮津市では、教育基本法に掲げられた教育の基本理念などを踏まえつつ、「ふるさと宮津」に誇りと愛着を持って、将来にわたり宮津を支える人づくりにつながる教育を創造していくため、『宮津市教育大綱・教育振興基本計画』の策定にあたって、以下の「教育の基本理念」と「めざす人間像」を定めます。



#### 【教育の基本理念】

### 豊かな学びを深めてふるさとを愛する人づくり

教育は、幸福な人生と一人ひとりが主人公として活躍する「明るく豊かな宮津」を創り上げる源（礎）であり、人権尊重を基盤にして共に支え合いながら、自立した地域社会の一員として参画していくために必要な「力」を育んでいくものです。

宮津市では、就学前から10年間を見据えた小中一貫教育をはじめとした「宮津ならではの教育」や生涯学習の推進などにより、子どもから大人までがそれぞれのライフステージに応じて学び、その学びを深め、ふるさと宮津に誇りと愛着を持って活躍する、明日の宮津を担い、創る人づくりを進めることを教育の基本理念とします。

#### 【めざす人間像】

### 変化していく社会で、ともに学び合い、挑戦し、ふるさと宮津への愛と誇りを持って、明日の宮津を創造していく人

教育の質の向上を念頭に「宮津の新しい教育の創造」に向け、「個々に応じた学び」や学校・地域などがつながる「協働的な学び」を進めることが大切です。

また、宮津に生まれ育った子ども達などが、日々の教育を通して将来を切り拓いていくという「挑戦」や「創造」の機運を高めることも重要です。

こうした中で「明日の宮津を創造していく人」をめざす人間像とします。

変化していく社会の中で、多様な人々と協働しながら「持続可能な社会の創り手」となることが求められています。

そして、一人ひとりが主人公として活躍する宮津を担い創っていくのは宮津市に関わる全ての「人」であり、その「人づくり」、「教育」こそが「明るく豊かな宮津」を創り上げる源（礎）であると考えています。

こうした中、

## 豊かな学びを深めてふるさとを愛する人づくり

を教育の基本理念に、

変化していく社会で、ともに学び合い、挑戦し、ふるさと  
宮津への愛と誇りを持って、明日の宮津を創造していく人

をめざす人間像として、「宮津の新しい教育の創造」を進めていきます。

「心豊かで生きがいのある人生を創造する学びの推進」を目指して社会教育・人権教育を振興

「明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもの育成」を目指して学校教育を振興

【教育の基本理念】

豊かな学びを深めて  
ふるさとを愛する人づくり

協働 + 挑戦 + 創造

「宮津の新しい教育」の創造

未来

「豊かな心と体を育む文化芸術・スポーツの推進」を目指して文化・スポーツを振興

「豊かな歴史文化の継承・活用」を目指して文化財保存・活用を振興

【めざす人間像】

変化していく社会で、ともに学び合い、挑戦し、ふるさと宮津への愛と誇りを持って、明日の宮津を創造していく人

# 『宮津市教育大綱・教育振興基本計画』 <中間案>

～ 協働 挑戦 創造 そして未来へ ～

## 【教育の基本理念】

豊かな学びを深めてふるさとを愛する人づくり

【めざす人間像】

変化していく社会で、ともに学び合い、挑戦し、ふるさと宮津への愛と誇りを持って、明日の宮津を創造していく人

## 【教育の振興に係る基本方針と主な施策の視点】

【基本方針 1（社会教育・人権教育の振興に係る基本方針）】

心豊かで生きがいのある人生を創造する学びの推進

生涯にわたる学習機会を拡充し、心豊かでいきいきと学び続けられる社会教育を進めていきます。また、人権尊重の意識が日常生活の隅々まで浸透した人権感覚豊かな社会を目指し、学校教育等と連携・協働して人権教育を進めていきます。

【基本方針 2（学校教育の振興に係る基本方針）】

明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもの育成

就学前から 10 年間を見据えた小中一貫教育を通じて、子ども達が質の高い学力を身につけ、心身ともに健やかに成長し、「ふるさと宮津」に誇りと愛着を持てる学校教育を進めていきます。

【基本方針 3（文化・スポーツの振興に係る基本方針）】

豊かな心と体を育む文化芸術・スポーツの推進

活力のあるまちを目指して、豊かな心と体を育む文化芸術・スポーツの振興を進めていきます。

【基本方針 4（文化財保存・活用の振興に係る基本方針）】

豊かな歴史文化の継承・活用

「ふるさと宮津」に誇りと愛着が持てるよう、豊かな歴史文化の継承・活用（文化財の保存・活用）を進めていきます。

変化していく社会で、「持続可能な社会の創り手」となり、まちの主人公として活躍する宮津を担い創っていくのは宮津市に関わる全ての「人」。その「人づくり」、「教育」こそが「明るく豊かな宮津」を創り上げる源(礎)である中、

## 豊かな学びを深めてふるさとを愛する人づくり

を教育の基本理念に、

変化していく社会で、ともに学び合い、挑戦し、ふるさと宮津への愛と誇りを持って、明日の宮津を創造していく人

をめざす人間像として、「宮津の新しい教育の創造」を進めていきます。

### 【社会教育・人権教育の振興に係る主な施策の視点】

- ① 生涯にわたる多様な学習機会の拡充
- ② 人権教育・啓発の推進
- ③ 家庭や地域の教育力の向上
- ④ ふるさとみやづ学の構築

### 【学校教育の振興に係る主な施策の視点】

- ① 質の高い学力・たくましい身体の育成と教育環境の充実
- ② 夢や志、豊かな感性を持った人づくり
- ③ 地域と一体となった学校づくり

### 【文化・スポーツの振興に係る主な施策の視点】

- ① 文化芸術活動の促進
- ② スポーツに親しむ機会の充実

### 【文化財保存・活用の振興に係る主な施策の視点】

- ① 歴史文化資源の調査・価値づけ・保存
- ② 歴史文化を学び親しむ機会の創出

実際の事業・取組みは毎年度策定する『宮津市教育の重点』で示す

## 第2章 宮津市の教育の振興に係る基本方針と主な施策

### 1 心豊かで生きがいのある人生を創造する学びの推進

#### <社会教育・人権教育の振興に係る現状分析・課題>

- ◆一人ひとりのライフステージに応じた学習や活動の場を設けるため、各地区公民館活動、高齢者大学、中学生の主張大会、図書館講座等を実施しています。高齢化や人口減少に伴い各地区での活動の縮小、参加者の固定化や減少等、地域による課題も顕在化してきています。個人の学びを活かせる場を創出し、生涯にわたりいきいきと学び続けられる取組が必要となります。これまでの個人の学びから、「学びを通じた人間関係づくりや社会参画」、「学習成果を活かした地域づくり」につなげるため、市民が主体的に生涯学習に取り組み、学習の成果を活かすことが必要です。
- ◆平成28年に人権三法が施行されました。平成27年度宮津市人権に関する市民意識調査結果では、22.6%が差別や人権侵害を受けたことがあると回答しています。部落差別や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等に対する差別など様々な人権問題が依然として存在しているとともに、時代の変化に伴い、インターネット上での人権侵害やSNSでのいじめ事例などの問題が増加しています。LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー)など性的指向や性自認に関する新たな人権課題が顕在化してきています。新型コロナに関連して陽性者への中傷などの事例が全国的に発生しています。
- ◆少子化、核家族化、地域のつながりの減少等から、家庭における教育力の低下が見られます。地域全体で子ども達の学びや成長を支えることや地域の課題を解決すること等、大人自身が学習し、その成果を地域社会に還元するなど地域の教育力を高める取組を推進する必要があります。



#### <社会教育・人権教育の振興に係る基本方針>

### 心豊かで生きがいのある人生を創造する学びの推進

生涯にわたる学習機会を拡充し、心豊かでいきいきと学び続けられる社会教育を進めていきます。また、人権尊重の意識が日常生活の隅々まで浸透した人権感覚豊かな社会を目指し、学校教育等と連携・協働して人権教育を進めていきます。

<社会教育・人権教育の振興に係る主な施策>

**【① 生涯にわたる多様な学習機会の拡充】**

公民館活動等による学習機会の提供や図書館機能の向上により、ライフステージに応じた学習や活動の場を充実します。

- ◆公民館活動等を通じ、住民ニーズや現代的課題などに関する学習活動を推進します。
- ◆「生涯学習の拠点施設(地域の知の拠点)」としての図書館利用を促進するため、高校生や勤労者を対象とした図書館講座を実施するとともに、移動図書館車、地区公民館(図書室)の利便性向上に取り組みます。
- ◆老朽化、未耐震化の公民館施設の整備を図ります。

**【② 人権教育・啓発の推進】**

人権教育・啓発の推進等により、人権を尊重する意識が日常生活の隅々まで浸透した人権感覚豊かな人づくりを進めます。

- ◆学校、幼稚園・保育所(園)・企業・公民館・家庭等あらゆる場を通じた人権教育・啓発を推進します。
- ◆人権に係る職業従事者に対する研修会の開催や指導者の養成、人権教育・啓発資料等の充実に努めます。

**【③ 家庭や地域の教育力の向上】**

P T A活動等を通じ、保護者に対する学習・交流の機会等を充実し、家庭の教育力を高めるとともに、地域学校協働活動等により地域の人々の知識や技術、学びの成果を地域に還元するなど地域の教育力を高めます。

- ◆P T A活動や幼稚園・小中学校と連携した家庭教育事業に取り組みます。
- ◆子育て支援センター、図書館、公民館等を活用し、保護者に対する学習活動に取り組みます。
- ◆地域学校協働本部を設置し、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)で地域と学校が連携・協働し、自然や歴史、生活文化等を題材とした宮津ならではの地域学校協働活動を展開します。

**【④ ふるさとみやづ学の構築】**

宮津への理解と愛着を深めていくための「ふるさとみやづ学」を構築します。

- ◆「おとなのふるさとみやづ学」(仮称)を展開します。

<社会教育・人権教育の振興に係る数値目標>

	R 1 (現況)	R 7 (目標)
公民館の利用者数	4.3 万人	4.7 万人
市民一人当たりの図書の貸出冊数	9.4 冊	10 冊
地域学校協働活動の実施数・活動人数	—	100 回

## 2 明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもの育成

### <学校教育の振興に係る現状分析・課題>

- ◆全国学力・学習状況調査の結果において、小学校の算数などに課題があり、基礎・基本の徹底、言語活動を通じた表現力の育成、学習意欲の向上により、質の高い学力の充実・向上を図る必要があります。
- ◆新学習指導要領を踏まえた小学校での外国語教育や ICT を活用した授業などの円滑な推進のため、教育環境の充実が求められています。
- ◆小中一貫教育を導入し、質の高い学力の充実・向上、ふるさとみやづ学の実践を進め、地域とともにある学校づくりをスタートする中で、これらの取組を継続し、子ども達が質の高い学力を身につけ、心身ともに健やかで「ふるさと宮津」に誇りと愛情を持った子どもに成長していけるようにする必要があります。
- ◆高校卒業後に本市を離れる子ども達が多い中で、「地域に愛情がある子どもは地域に帰りたい率が高い」などとのアンケート結果もあります。
- ◆また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う学校等の臨時休業により、学校等の存在意義が根底から問い直されている中で、今後も引き続き、感染症対策等を講じながら、子ども達の心のケアを含めた健やかな学びと学習を保障していくことが重要です。



### <学校教育の振興に係る基本方針>

#### 明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもの育成

就学前から 10 年間を見据えた小中一貫教育を通じて、子ども達が質の高い学力を身につけ、心身ともに健やかに成長し、「ふるさと宮津」に誇りと愛着を持てる学校教育を進めていきます。

### <学校教育の振興に係る主な施策>

#### 【① 質の高い学力・たくましい身体の育成と教育環境の充実】

子ども達が質の高い学力を身につけ、心身ともに健やかでたくましく成長していけるよう、ICT活用による個別最適化した教育の推進など、教育の質を向上させ、教育環境を充実します。

- ◆認知能力(数値で示すことが可能とされる力)と非認知能力(数値で示すことが困難とされる力)を一体的に育ていけるように、就学前から 10 年間を見据えた小中一貫教育の更なる推進や保幼小中高連携を進めます。

- ◆「質の高い学力の充実・向上」を目標にした『学力向上プラン』に基づき、「基礎・基本の徹底」「論理的思考力や表現力の育成」「ICTを活用した学習意欲の喚起と個別最適化された学びの実現」を軸に、一人ひとりに個別最適化された学びや協働的な学びの実現などに向けた学力向上対策を展開します。
- ◆子ども達の健やかな心身を育むため、学校等で、体を動かす習慣を身に付け、運動・スポーツの楽しさを味わい、体力や運動能力を高める取組みを進めます。
- ◆様々な感染症や性に関する問題、飲酒・喫煙・薬物乱用と健康との関わりなど、子ども達が健康的な生活習慣を身に付けられるよう、学校と家庭等が連携した取組みを進めます。
- ◆子ども達がいきいきと学び、安全・安心に学校生活を送れる環境を整えるため、学校トイレの洋式化や校舎等の長寿命化などを進めます。
- ◆公立幼稚園での給食を開始するとともに、安全・安心な学校給食を維持・充実させながら、更なる食育の推進を図っていきます。
- ◆子ども達が安全・安心に放課後等を過ごせるように適切な遊びや生活を提供する場所である、のびのび放課後児童クラブの受入環境を充実します。
- ◆経済的に困難な状況に置かれている子どもをはじめ、すべての子ども達が夢や希望を持って成長していけるよう、就学支援制度の適正な運用や、家庭での基本的な生活習慣の確立と学習習慣の定着に係る取組みなどを進めます。
- ◆勤務時間上限遵守に向けた取組等を通じ、教職員の心身の健康を保持するとともに、専科教員の配置など教育効果の向上につながる働き方改革を進めます。

## 【② 夢や志、豊かな感性を持った人づくり】

夢や志、豊かな感性にあふれ、ふるさと宮津に愛情を持った国際感覚豊かな子どもを育みます。

- ◆小中一貫教育の独自の教育課程「ふるさとみやづ学」を展開します。
- ◆観光地であること等本市の特色も踏まえ、保幼小中高で系統的な英語教育を推進します。
- ◆自他を大切にし、人を思いやる心をはぐくむ道德教育を充実するとともに、いじめや暴力を許さない学校づくりを進めます。
- ◆学校と教育支援センターが連携し、不登校児童生徒の状況に応じた教育相談や指導を行います。
- ◆特別支援教育を充実し、一人ひとりに寄り添う指導と支援を進めます。

## 【③ 地域と一体となった学校づくり】

地域と一体となって、ふるさと宮津を愛し、誇りに思う子ども達を育む学校づくりを進めます。

- ◆コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入を進め、学校と保護者や地域が目標やビジョンを共有して「地域とともにある学校」を目指すとともに、自然や歴史、生活文化等を題材とした宮津ならではの地域学校協働活動の展開につなげます。

<学校教育の振興に係る数値目標>

	R 1 (現況)	R 7 (目標)
全国学力・学習状況調査における 教科に関する調査（算数・数学） の平均正答率	小 6 : 62.0 ※全国平均 66.6 ※京都府平均 68.0 中 3 : 62.0 ※全国平均 59.8 ※京都府平均 61.0	常に全国平均と 京都府平均を上 回る状況にする
将来の夢や目標を持っている生徒の 割合（全国学力・学習状況調査）	39.4% ※全国平均 44.9%	50%を上回る
今住んでいる地域の行事に参加して いる児童生徒の割合（全国学力・学 習状況調査）	小 6 : 69.0 ※全国平均 37.2 中 3 : 41.5 ※全国平均 21.0	全国平均以上を 維持する

### 3 豊かな心と体を育む文化芸術・スポーツの推進

<文化・スポーツ振興に係る現状分析・課題>

- ◆文化の担い手の高齢化等により、地域の文化を支える力が弱まっており、新たな文化の創造も含め、若い世代の文化活動への参加が望まれています。
  - ◆平成 29 年度のスポーツに関するアンケート調査では成人の週 1 回以上のスポーツ実施率は 32.3%となっています。
- 市民の心身の健康を高め、まちの活力を生み出すため、ライフステージに応じたスポーツの推進を図り、「スポーツを通じた人とまちの元気づくり」を進める必要があります。



<文化・スポーツ振興に係る基本方針>

### 豊かな心と体を育む文化芸術・スポーツの推進

活力のあるまちを目指して、豊かな心と体を育む文化芸術・スポーツの振興を進めていきます。

<文化・スポーツ振興に係る主な施策>

**【① 文化芸術活動の促進】**

文化団体協議会の活動支援や文化活動の活性化、小中学生への文化にふれる機会づくりを通じ、市民の創作活動、自主的・創造的な文化芸術活動を促進します。

- ◆文化団体協議会の活動支援や新たな文化の担い手を育成するとともに、市民の文化活動の活性化を図るため、活動、発表の機会を充実するなど、市民の創作活動、文化芸術活動を促進します。
- ◆歴史的建造物や公的空間等を活用し、音楽会等の文化・芸術にふれる機会を創出します。
- ◆小中学生を対象に、本物の芸術、文化にふれる体験活動を実施します。

**【② スポーツに親しむ機会の充実】**

ライフステージに応じたスポーツや競技スポーツの振興などスポーツを通じて市民の心身の健康を高めるとともに、まちの活力を生み出す「スポーツを通じた人とまちの元気づくり」を進めます。

- ◆成人の週 1 回以上のスポーツ実施率 50%を目指し、宮津市スポーツ推進員によるスポーツ教室や実技指導の実施など、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。
- ◆多様なスポーツを支える環境を充実するため、既存スポーツ施設の整備・充実や活用促進等を実施します。
- ◆まちに元気を与える競技スポーツを振興するため、競技人口の増加と競技力向上、競技団体組織の活性化及び指導者の育成等に取り組みます。
- ◆スポーツ交流によるまちの元気づくりに向け、全国的、広域的なスポーツ大会の誘致及び開催の支援等を実施します。

<文化・スポーツの振興に係る数値目標>

	R 1 (現況)	R 7 (目標)
歴史的建造物等を活用した音楽・文化活動回数	—	12 回
文化団体協議会登録団体の数	33 団体	35 団体
成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	32.3% (H29)	50.0% (R4)

## 4 豊かな歴史文化の継承・活用

### <文化財保存・活用の振興に係る現状分析・課題>

- ◆本市は古代中世の丹後国府が、近世には宮津城下町が所在し、各時代の歴史に彩られた多くの有形無形の文化財が今に残ります。このような歴史資源の保存と活用を通じ、市民の地域への誇りと愛着を醸成しつつ、まちづくりにも活かせるような、総合的な文化財保存・活用施策の推進が求められています。
- ◆平成 19 年から取り組みを続けている天橋立世界遺産登録に向けて、暫定リストの状況把握や市民意識の醸成等、各種取り組みを推進することが必要です。



### <文化財保存・活用の振興に係る基本方針>

#### 豊かな歴史文化の継承・活用

「ふるさと宮津」に誇りと愛着が持てるよう、豊かな歴史文化の継承・活用（文化財の保存・活用）を進めていきます。

### <文化財保存・活用の振興に係る主な施策>

#### 【① 歴史文化資源の調査・価値づけ・保存】

指定・未指定を問わず市内の有形無形の歴史文化資源を悉皆的に調査して総合的に把握することで、その特質や価値を明らかにし、未来に伝えていけるよう、文化財の保全施策を進めていきます。

- ◆文化財保存活用のマスタープランとなる「文化財保存活用地域計画」を策定し、事業を総合的に推進します。
- ◆国の特別名勝「天橋立」の持つ「顕著な普遍的価値」の調査研究を進めるとともに、その価値や魅力を市内外に広く発信等して、世界遺産登録に向けた活動を推進します。
- ◆国選定「宮津天橋立の文化的景観」に宮津地区の追加選定を目指すとともに、「重要な構成要素」となる建造物等の修景事業を進めます。
- ◆市内の重要遺跡の確認調査を継続的に実施し、調査成果の普及啓発等を通じ、埋蔵文化財の保全に努めます。
- ◆市指定文化財をはじめ国・府等の文化財指定登録制度を活用し、市内の歴史資源の価値を明らかにし、その保全に努めます。
- ◆社寺等が実施する文化財の修理事業等の保全の取組を支援し、その活用の仕組みを構築します。
- ◆無形の民俗文化資料の調査等を通じ、地域の伝統文化・芸能の保全・継承を図ります。

## 【② 歴史文化を学び親しむ機会の創出】

本市の豊かな歴史文化の特質や価値について、普及啓発活動を通じ広く市民への共有を図り、ふるさとを愛する心を醸成します。

- ◆本市の豊かな歴史や文化にふれて理解することができるよう、展示ガイダンス機能の充実を図るとともに、府立丹後郷土資料館と連携した取組みを推進します。
- ◆市民や来訪者が歴史文化にふれて親しむ機会を創出するため、「重要文化財旧三上家住宅」などのユニークベニュー活用を進めます。  
※ユニークベニュー活用：歴史的建造物などの独特の雰囲気を持つ会場で、本来の用途とは異なるニーズに応じて、会議・レセプション・イベント等を実施することにより、特別感や地域特性を演出すること
- ◆「ふるさとみやづ学」の展開に資する歴史文化コンテンツの構築を図るとともに、市民の学習ニーズに応えるよう、歴史講座や地域のまち歩き等の企画を充実します。

### <文化財保存・活用の振興に係る数値目標>

	R 1 (現況)	R 7 (目標)
国・府・市指定文化財等の件数	199 件	214 件
旧三上家住宅観覧者数	3,963 人	6,000 人